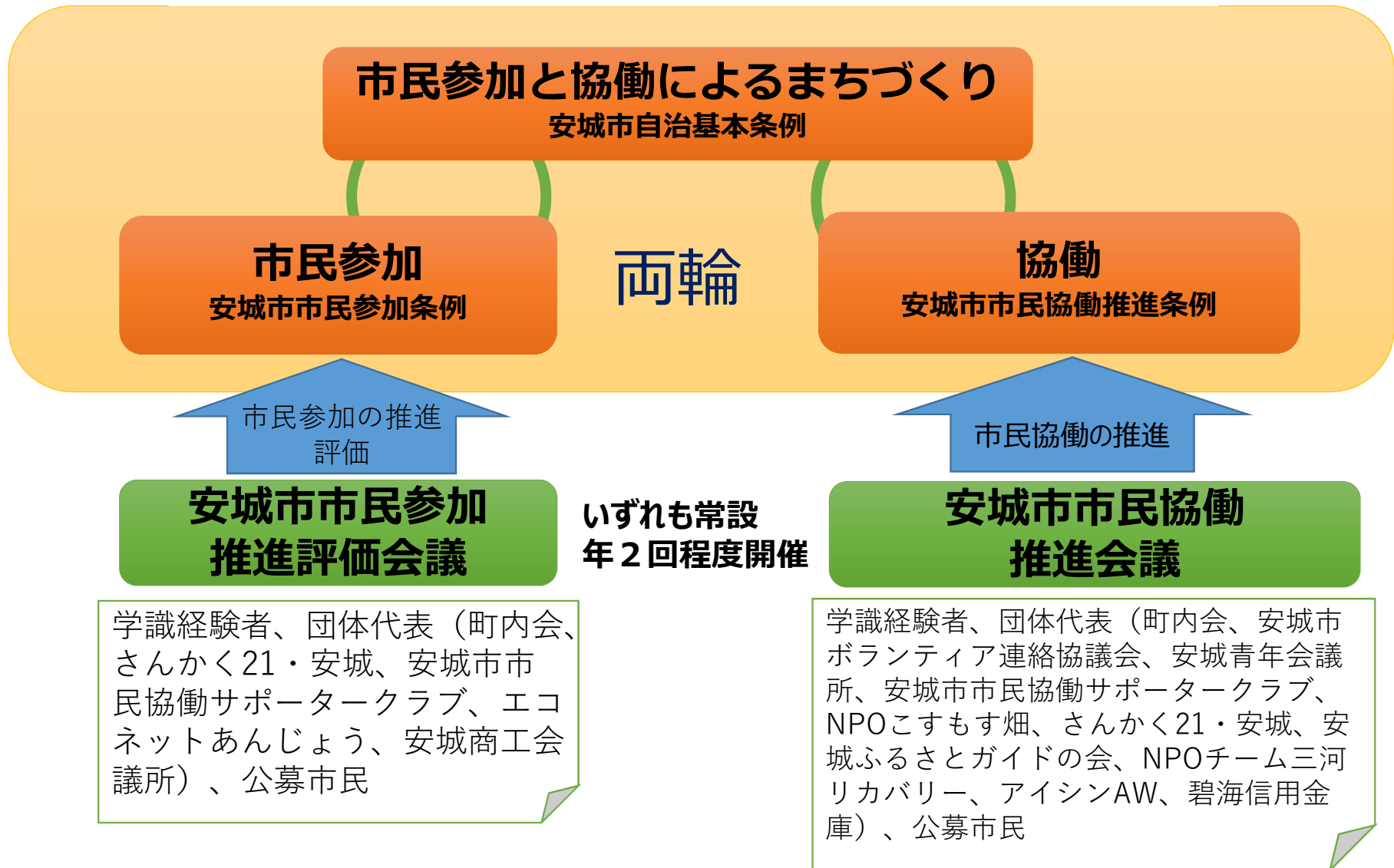


安城市のまちづくりに関する条例の相互関係



第26条（条例の見直し）改正案

改正案	現行
市長は、規則で定める市のまちづくりに関する附属機関の意見があった場合又は社会状況の変化に照らし必要と認める場合は、 この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。	市長は、<u>この条例の施行後5年を超えない期間ごとに</u>、社会状況の変化に照らし、 この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。
2（略）	2（略）

安城市自治基本条例の検証を発議する附属機関を定める規則（仮称）

- ・ 安城市市民参加推進評価会議
- ・ 安城市市民協働推進会議

←今後必要に応じて、対象となる附属機関を追加（規則なので速やかに改正できる。）